平成２１年（フ）第４６０号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県住110―25
債務者　岩切　史光
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６５号
宮崎市高岡町内山2895番地　市営住宅高岡Ａ棟１号
債務者　岩切　和幸
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4521番地13
債務者　神宮司祥子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４９０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町25番34号　秋月方
債務者　米盛　吉秋
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目10番15号　藤元ビル301号
債務者　森　　千鶴
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
鹿児島県鹿児島市甲突町25番17―201号
債務者　宮山　　叡
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目36番11号　伊藤アパート201
債務者　里　　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目16番７号
債務者　渡邊納紀子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番57―42号
債務者　杉山みずえ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目28番６号　メイゾンコスモス302号
債務者　笛　　恵造
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目６番地57
債務者　三澤　利江
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３４１号
長野県上高井郡小布施町大字小布施2172番地
債務者　宮沢　修平
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
長野県上田市蒼久保1515番地１
債務者　森泉　宏由
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１９８号
長野県上田市芳田1798番地　県住42―92
債務者　村瀬　健彦
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２００号
長野県埴科郡坂城町大字上五明1187番地
債務者　滝沢ちひろ（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２９８号
長野県塩尻市大字広丘吉田557番地８　アップルハウスⅠ―205号
債務者　金沢　大地
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４２４号
京都市西京区嵐山山ノ下町22番地２
債務者　森田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１７号
京都市西京区下津林大般若町90番地14　グランプラス桂208
債務者　南　　公文
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係